

令和7年 第6回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和7年5月26日（月） 午後2時00分～午後3時34分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 （17人）

出席者	1番 井上 豊	2番 佐藤 光司	3番 須藤 克美
	4番 須藤 房二	5番 萩原 幹雄	6番 岡部 雅彦
	7番 柘植 正	8番 眞砂 幸光	9番 田中 錦也
	10番 橋本 一男	11番 猿谷 健一	12番 田中 正明
	13番 塩谷 幸生	14番 宇佐美幸雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	庶務兼農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	真下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和7年第6回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、3番須藤克美委員・14番宇佐美幸雄委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、日程第2、会務の報告についてさせていただきます。

令和7年4月25日開催の第5回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、5条関係17件につきましては、令和7年5月20日付で許可書を交付いたしました。

群馬県農業会議の第2回常設審議委員会が5月20日に前橋市のJ Aビルで開催され、丸山会長が出席いたしました。

終了後には、第1回群馬県農業会議理事会が開催され、こちらも丸山会長が出席されました。

また、令和7年第1回安中市議会臨時会が5月15日に開催されました。一覧のとおり、報告が2件、承認が2件、議案が2件提出され、議案の全てが採択となりました。

報告は以上となります。

議 長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年5月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は議案書1ページ記載の6件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条の4番です。この土地は、住宅地と農地、畑と、ちょっと荒れている田んぼもあるのですが、そこに挟まれたところですので、農地とするということには問題はないと思います。よろしくお願いします。

いいいたします。

議 長 ほかにありますか。

9 番。

9 番委員 9 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の 1 番と 2 番、あと 6 番です。1 番の申請地は、案内図のとおり宅地に付随している畑です。この畑は、受け人の〇〇が居住しておりまして、現在、所有する農地の管理も良好であり、特に問題ないと思います。

2 番です。渡し人は、遠方にて居住しておりまして、申請地は受け人の家の北側になります。3 筆あります。今現在、栗が植わっていまして、特に問題ないと考えております。

6 番です。渡し人は、2 番と同じ遠方に居住しておりまして、現在、耕作放棄地で山と一体化している状況になっています。6 筆あります。申請地は、受け人の家の周辺であり、受け人の所有農地は梅の木が植えられて、適切に管理されておりまして、この梅を中心に柚子、ブルーベリーの栽培を行っていききたいということであります。こちらも特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

以上です。

議 長 2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条に関する 3 番です。申請地は 2 筆ありまして、1 筆目ですけれども、南側の崖面に面している雑木林、畑が雑木林になってしまったという土地です。周辺農地への影響はないかと思います。

2 筆目は、南側に〇〇に面し、西側に県道、北側に民家がありますが、営農に与える影響はないかと思います。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ほかにないですか。

4 番。

4 番委員 4 番です。ちょっと気になったのでお聞きいたします。5 番の案件ですけれども、現在住んでいるのが〇〇というところで、トラクター、そういったものは渡し人の安中にあるということで、そちらのほうで今確保している状況のようです。どのような状況でしょうか。

17 番委員 では、17 番から。

ただいま 4 番委員からあった質問も含めて議案第 1 号、農地法第 3 条の 5 番について説明します。

この方は、住居は〇〇になりますが、畑に拠点を持っておりまして、そちらに機械や何やら置いております。既に昨年、認定農業者も取得し、農業に意欲的に取り組んでいる方でありますので、問題ないかと思われます。ご審議の参考にお願いします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 ほかになければ審議を打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 2 番の 2 件、2 班に 3 番から 4 番の 2 件、3 班に 5 番から 6 番の 2 件、以上合計 6 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 5 月 22 日に実施されました申請面積 1, 000 平米以上に係る農地法第 4 条申請 1 件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 7 年 5 月 26 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 2 号、農地法第 4 条の申請は議案書 2 ページ記載の 2 件です。受理した申請書は、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

13 番。

13番委員 13番です。議案第2号、農地法第4条関係の1番です。これについては蛇足になりますけれども、現在、宅地として使用しておりますので、全く問題ない箇所だと思います。よろしくお願いします。

それから、議案第2号、農地法第4条関係の2番です。これについては、先日、事前調査で皆さんにも見ていただきました。既に荒廃地となっております、西側は杉林、それから南、東については荒廃地が連なっております、北側は〇〇となっております。そういう環境をしておりまして、特に農地に与える影響というのはないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
以上であります。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、以上2件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 5月22日に実施されました申請面積1,000平米以上に係る農地法第5条申請8件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年5月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は議案書3ページから4ページ記載の16件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4 番。

4 番委員 4 番です。農地法第 5 条の 1 6 番、これは既に始末書が添付されているということで、現場確認に行きましたが、アスファルトでもう完全なる道路という形になっております。回りには田んぼ、その他等は一切ございません。

以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条申請で 1 番と 6 番と 7 番、3 件あります。1 番と 7 番は、皆さんに現地調査、先日していただきまして、確認をされました。この 2 件については問題はないと思います。

それと、6 番の〇〇の、これは三方を道に囲まれていまして、隣接に畑などがあるのですが、もう宅地沿いになっていまして、特に耕作に影響があることはないと思われます。ひとつご審議の参考にしてください。

以上です。

議 長 次、ほかにありますか。

1 3 番。

1 3 番委員 1 3 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 1 1 番です。これも先日、皆さんに現地調査していただきました。農地の北側は農道を挟んで山林でありますので、農地に与える影響というのではないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条に係るまず 4 番ですけれども、4 番は 5 月 22 日に現地調査をして皆さん承知かと思えますけれども、申請地は 4 筆から成りまして、周囲に農地、宅地はなくて、ほか全体に太陽光設備が設置されている状況の土地だということです。農地に与える影響はないかと思えます。

それから、もう一つ、次のページの 9 番をお願いします。これも 4 筆から成ります細い南向きの土地でして、東西に民家はあります。北に土手があるのです

が、南に農地はありますが、太陽光としての設備を設置した場合の影響はないかと思います。ご審議の参考によろしくをお願いします。

議 長 ほかにありますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の関係の 5 番の申請地と、それから 1 3 番の申請地、まず 5 番の申請地ですが、申請地の北側は住宅であり、東側、南側は市道に接しています。市道より上の土地でありまして、西側が藤の木がありまして、畑に隣接していますが、農業に与える影響はないと思われますので、審議の参考としてください。

次に、議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 1 3 番の申請地です。この案件は、5 月 2 2 日、現地調査で皆さんと現地で確認したとおりであります。北側は建物があり、隣接しております。その他の周辺は、山林、畑であります。農業に与える影響はないと思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 ほかにありますか。

5 番。

5 番委員 5 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 2 番ですけれども、申請地は、隣接に住居があり、その敷地の一部として使われておりました。現在住宅は取り壊されています。今回、その宅地と申請地を一体とし、太陽光発電の計画があり、そのために転用申請がありました。申請地は市道に面しておるので、問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかにありますか。

6 番。

6 番委員 6 番です。議案第 3 号の農地法の第 5 条関係の 1 4 番です。この案件なのですが、道を挟んで東側に太陽光発電がありまして、南側が住宅ということで、周辺農地の影響もないようですので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかに。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の 8 番と 1 5 番です。この 2 件とも先週 2 2 日の現地調査で班長さんたちは調査されたところ、2 か所とも調査されたところがございます。8 番ですが、〇〇の〇〇のところですが、かなり既に既存の太陽光が大分密集してできているところで、道路に

一部面していると、それとあと隣がポピー、ケシの畑で、まともに農業をやっているようなところは周辺にはあまりないので、特に問題はないかと思っているところです。

それで、次、15番ですが、15番の〇〇の〇〇のところでございます。〇〇の譲渡人の住宅の裏の丘陵地といいますか、既にこのA、B、Cと3つにこれ分かれていますのですが、CとBの間には既に既存の太陽光が細長く設置されているところでございます。周辺の農地は、ほとんど現実的にはないので、特に問題ないかと思うのですが、今日呼び出しがされているということなので、その中のヒアリングでいろいろ質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。議案第3号、農地法第5条関係の10番、現状を確認いたしましたところ、既存駐車場の東隣ということで、周辺は耕作している農地がございませんので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の16番のところの確認なのですが、これ田が110平米ですね。土地改良区の受益地になると除外申請が必要になる用地かなと思うのですが、どうでしょうか。

磯部地域の安中磯部土地改良区の範囲内の田であれば、除外申請書というのが必要にならないですか。

議長 事務局。

事務局 一応、であれば必要になります。入っているのであれば必要という形になるのですが、一応、用途地域の中に入っていて、青地ではないというそういうところになるのですが、

3番委員 ちょっと確認したいと思ったのですが、

議長 これ改良区に入っているのですか。

3番委員 磯部から安中まで。

議長 これ3種農地で今言った用途指定がされているから、恐らく入っていないのではないかと考えられます。

3番委員 そうですか。その辺ちょっと確認したかったのです。

事務局 そうすれば審議の途中にちょっと確認して報告します。

議 長 確認してください。3種農地で用途指定がかかっていたので、事務局とこれ受益地には入っていないという判断をしているのです。

3番委員 その辺がちょっと確認したかったのです。

議 長 分かりました。それは審議中にちょっと確認します。
ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

議案第3号の2番になります。こちらは、始末書が添付されておりまして、もう既に使われております。周辺農地ですね、自宅との境がありまして、周辺農地への影響はないと考えられますので、審議のご参考をお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ審議を打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、2班に6番から10番の5件、3班に11番から16番の6件、以上16件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:42)

(書類審査)

(再開午後 3:01)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第3号、農地法第5条関係の15番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条関係の15番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第3号15番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

15番申請者 本日は、出席させていただいてありがとうございます〇〇の〇〇と申します。

太陽光発電の責任者をしております。

15番申請者 太陽光の関係の設計とかさせてもらっております〇〇の〇〇と申します。よろしくをお願いいたします。

15番申請者 このたびの案件につきましては、安中市〇〇の農地におきまして太陽光発電を3か所設置する申請を行っており、またそれに伴う農地の転用という形で申請を行っております。ただ、この畑につきましては、地滑り警戒区域というイエローに当たるハザードとなっております、それに伴って開発のほうの方々と協議をいたしまして、法令にのっとった形の設計を行っております。

主な設計の内容といたしましては、最も重要な雨水対策ということで、このような雨水がしっかり場内で浸透でき、また近隣の畑もしくは家屋、隣に〇〇もございますが、そういった環境においても何の障害も起こらないような安全対策を行っている形の設計を今申請している最中でございます。

よって、ただいま農地の転用及び開発に伴う設計を申請しておりますので、ぜひこの事業においてご賛同いただけますよう、よろしくお願いいたします。

議長 説明は以上でよろしいですか。

それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

15番。

15番委員 15番です。私は、この地域の農業委員をやっています。それで、まず質問は、いろいろ分からないことがあるので教えてほしいのですが、まず第一に、申請書類の中で、土地利用計画図300分の1のところに、右下に1から7までの内容が書いてありますが、この6番の雨水計画、雨水は30分貯留の計画というところなのですが、ちょっと勉強不足で、30分貯留ってどういうことなのかということをまず伺いたい。

それとあと、この地域は、安中市の災害対応のガイドブックにもあるように、地滑りの警戒区域になっている。申請書類の中にも巻末のほうに、県の安中土木事務所のほうからその地滑り区域内の施工といいますか、計画も含めて、やり方の表になったものが、全部、先ほど5分間くらい見たとき、ちょっと頭に入り切らなかったのですが、この辺と、あと30分貯留の考え方はどういうふうに結びつけて計画されているのか聞きたいです。

15番申請者 安中市が5年確率というか5年に1回の雨量が64.8mmを1時間に降るという計算なのです。64.8mmです。それを30分、3,000平米以下ですと、30分、ここ流出先がないものですから、30分ためるような形になります。普通でしたら側溝とか河川に流せばいいのですが、流出先がないものですから、ですから貯留しかないのです。

あとは、地滑りなのですが、安中土木さんに地滑り防止区域内行為の許可申請を提出中です。

15番委員 この30分貯留と1時間貯留とは。

15番申請者 1時間貯留というのは、全体面積というか、区域が3,000平米以上の場合です。3,000平米以下ですと30分なのです。それが県の規格ですか。

15番委員 分かりました。それで、新たに、先ほど突如この資料をいただいたものですか。

15番申請者 それがあったほうが分かりやすいかなと。

15番委員 分かりやすいのでしょうかけれども、今急に見てもちょっと頭の回転悪いものですから理解できないのですが。

15番申請者 ちょっと難しいところですからね。

15番委員 要するに計画貯留量と30分貯留量を比較して、計画貯留量よりもアンダーであればいいですよということですよね。結局は、でもぎりぎり、私は常々、この場でも、こういった会議の場でも言っているのですが、64.8mmというその5年確率、これが実に曖昧なわけです。

15番申請者 そうなのです。ちょっと古いですからね。

15番委員 昨年も9月8日、9日におおのが100mmずつ降っているのです。だから、現実として合わない。しかも、ここは地滑り警戒区域ですから、よくよく、私、この会議ではその辺のどうしろこうしろという拘束力もないし、提言しかないので、安中土木さんに申請出すのであれば、よくよくその辺をお互いにチェックし合って、この等高線見る限り、ちょうど土塩地区と尾根を境にして土塩地区は等高線が平行なのです。平行ということは地滑り地域ではない。こっち側の北東側、この斜面は等高線がかなり乱れていて、過去に地滑りが発生していたらという区域です。だから、よくよく、これは見た感じ、家の裏で緩斜面で割と安定しているのではないかと思っているのですけれども、専門家が見ると、これは地滑りだって言うわけです。私は専門家ではないですが、ですからよくよく注意してやってほしいなというふうに、それだけお願い

です。

議長 ほかに意見のある方はいますか。

17番委員 では、17番から。

今、15番委員さんから雨水に対する質問があったと思うのですが、やはりこの立地で一番心配するのは雨水の処理ということで、今、この雨水の区域、計画で出されたところなのですか、今15番委員が言ったように、ぎりぎりの数字がみんな見ると全部ぎりぎりのところで、9割から8割ぐらいのところで、あまり安全係数がないところでやっていらっしゃるものですから、あのすぐ下にまだ住んでいる方もいらっしゃいますので、私は個人的にあの土地の所有者があそこでコンニャクを栽培していたときに、肥料や農薬を販売していたので、夕立が降ったときに、あそこから土砂が流出している現場も確認しております。そのときの雨量というのは100mmではないです。20mmとか30mmの夕立が来てもあそこから土砂が流出していますので、先ほど15番委員も言ったように、昨年9月に2日続けて100mmクラスの大雨がありまして、市内でも各地で土砂崩れがあったり、県道や国道のいろんなところで土砂崩れがありましたので、これはもう法律ではこれでいいのしょうけれども、安全係数をもう少し上増しができるのであれば、施工までまだ時間がありますので、多少でも、1割でも2割でもいいですから、もう少し余裕のある数字で貯水計画を立てていただけるようにお願いします。

15番委員 ちょっと言い忘れたのですけれども、要するにこの区域内で始末するわけですよ、雨を。区域外での雨水処理も考えてほしいのですよね。それは安中土木さんとの打合せなのしょうけれども、許可条件としてどういうふうにされるかよく分からないのですけれども、何でもかんでもこの太陽光発電というのはオンサイト（区域内）なのです。オフサイト（区域外）しないのですよね。それがおかしいなと思っているのですけれども、あなたに言ってもしょうがないのですけれども。

それと、先ほど17番委員も言われたとおり、100mm、これは24時間降雨量ですか、ですから降雨量と降雨強度は違うわけですから、そのところもこの計算ではクリアされていますけれども、降雨強度ということをよくよく頭に入れて、降水量ではないのですよ、降雨量ではないのです。日雨量ではなくて降雨強度です。この違いをよく認識してよくよく計算されたほうがいいのではないかなと思います。

議 長 ほかに。

委 員 なし。

議 長 なければ審議を打ち切ります。どうもお疲れさまでした。

(議案第3号15番案件申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3 : 13)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3 : 14)

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について審査班からの報告を求めます。

1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番と2番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 14番です。2班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、3番、4番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 15番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、5番から6番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 6 番です。1 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 1 4 番です。2 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、2 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 2 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 2 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 3 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 6 番です。1 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、1 番から 5 番の 5 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

- 2 班班長 1 4 番です。2 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、6 番から 1 1 0 番の 5 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
- 議 長 3 班。
- 3 班班長 1 5 番です。3 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、1 1 番から 1 6 番の 6 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議 長 報告が終わりました。
- これより議案第 3 号に対する質疑を行います。
- 委 員 なし。
- 議 長 なければ打ち切ります。
- 8 番。8 番委員 8 番です。今、3 班さんのところで話がありました農地法第 5 条の 1 5 番、この関係、〇〇地区で土砂災害地域、安中市で指定しております。市のほうでは過去の災害を検証して土砂災害地域をつくって、たしか令和 4 年ですか、各戸に配布していると思うのですけれども、そのこのところ、これは今、1 5 番の委員さんからも話があったのですけれども、雨がたくさん降ったとき、この場合についてはもしかしたら災害が再び起こることがあるかもしれないという話があったのですけれども、実は皆さんも御存じのように、前回やった人は御存じかもしれませんけれども、〇〇の〇〇のところで営農型太陽光を造りました。下に物を挟みますよという話があったのですけれども、そこを雨が降ったときに、実はその下の県道の土砂崩壊が起きまして、市の関係者の人は知っていると思うのですけれども、4 か月半ぐらい通行止めになって、違う道を通らせるような、迂回させてやっていました。この一因は、営農型を造ったところの水が、側溝がはっきり言って普通の側溝しかなかったのです。きちんと整備されていなかったで、水があふれてしまって、下に流れた、それが要因ではないかということで、〇〇の人から市のほうに申請書、それが提出されております。ですから、こういうことを踏まえて、ちょっとこの安中市で指定したところであるのにも、ちょっと心配だからというだけできちんとした回答を得ないうちに、土木事務所と協議して許可取れたらオーケーでいいよというものでいいの

でしょうかという一つの疑問なのですけれども、いかがなものでしょうか。

農業委員会は、実際は農地を守るというのが一つの大きな目的であるし、地域の農地を守る、災害とかそういったものを極力少なくしようというのが農業委員会の役割だと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。よろしくお願いします。

議 長 事務局。

事務局 8番委員さんのご質問に答えさせていただきます。8番委員さんのおっしゃったように、農業委員会で許可をしたものが結果的に災害に結びついているのではないかなというお話だったと思うのですけれども、確かにそういうような状況とか場所とかというの、確かに最近の集中豪雨なんかを見ますと、起こり得ることかとは思われます。今回の農地法第5条15番の申請につきましては、イエローゾーンということで、土木事務所のほうと協議をしている。この協議が済んだ状況であれば、農業委員会のほうでも許可を出すというような状況となっております。他法令で許可見込みというところで土木事務所のほうと協議をした結果を見まして、農業委員会のほうでも許可を出すというようなことになっておりまして、一応、こういった書類がそろっている、もしくは他法令で許可見込みがあるということであれば、このような表現をしていいのかなどうかちょっと分かりませんが、許可をせざるを得ないような面も確かにある状況ではございますので、そういった状況を鑑みまして、8番委員さんがご心配されるのもごもっともなのですけれども、天候のことでありますので、仕方がない面は確かにあると思います。そういったことで、農業委員会としますと、許可を出しているような状況でございますので、そういったような形でちょっとお願いできればと思うところです。よろしくお願いいたします。

議 長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

8番委員 重ねてお話をするのですけれども、皆さん御存じのように、〇〇の〇〇の上部のほう、あそこは山林でありますから、農業委員会は関係ないのでしょうけれども、その上の〇〇という山の下、県道のところなのですけれども、〇〇かな、あそこの下のところは土砂災害地域であります。現実的には、そこに太陽光が、ここから見ても分かるぐらいずっと並んでいます。地域の人たちは、はつきり申し上げて非常に心配であると、このところの天候不順、今年の4月もそうでしたけれども、この間の降ひょう、4月の11日ですか、あの時の降ひょう

も、あそこの山を越えて〇〇のほうまで随分ひょうが降りました。そういったことも勘案して、ぜひ農地を、地域の住民が住んでいるところを守ってほしいという意見も聞いておりますので、その点も考慮していただければと思います。以上です。

議 長 では、承ります。

局長がさっき言ったように、総論とすると、農業委員会ができる権限というのはかなり限られております。我々は農地法にのっとって法律を運用しているだけであって、それ以上のこともできないし、それ以下のこともできません。今、8番委員さんの言っていることは、至極ごもっともではあるのですが、ここに関しては申請が上がって、その申請者が県と協議して、なおかつそこで許可が出るということになりますと、農業委員会がこれを反対する根拠、法律的な根拠がありません。これを反対すれば、仮に裁判になったときに完全に負けます。ですので、8番委員さんのおっしゃっていることは重々分かりますけれども、法律の運用上、これはやむを得ない、申請が上がったものに関しては、法律で群馬県なり安中市の土木なりと協議が済み、それが許可見込みであれば、もう農業委員会とすれば、それを拒否するためのすべはないということだけはお承知おきいただきたいと思います。

ほかにありますか。

15番、短めにお願いします。

15番委員 だから、今後の方向として、このままでは駄目なわけです。相変わらず降雨強度というか、時間雨量64.8mmで計算してくるわけですから、こんなもの現実的ではないので、だからこの会議というか、農業委員会として意見書をぶつけるべきではないかなと思うのです。意見書ですよ。法律的な拘束力はないのですけれども、意見書としてどこかに上げていかなければ、これはどうしようもないと思うのです。意見書を出してください、どこか。

議 長 分かりました。それは考慮します。

では、審議に戻ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手多数。

議 長 挙手多数であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の

報告のとおり決しました。

次に、日程第 6、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和 7 年 5 月 26 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書 5 ページ 1、中間管理権設定関係記載の 1 番から 25 番及び議案書 6 ページ 2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係 1 番から 8 番記載の計 33 件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和 7 年第 6 回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 3 時 34 分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和 7 年 5 月 26 日

安中市農業委員会会長

3 番委員

1 4 番委員